

大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱

(趣 旨)

1 この要綱は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、簡易専用水道設置者等が行うべき必要な事項を定めるものとする。

(簡易専用水道設置者等)

2 この要綱において「簡易専用水道設置者等」（以下「設置者」という。）とは、簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して簡易専用水道を設置している場合は、その代表者）又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者をいう。

(届 出)

3 設置者は、当該簡易専用水道を設置して給水を開始したときは、別記様式第1号により、当該簡易専用水道を設置する建築物（以下「当該施設」という。）の所在地を所管する生活衛生監視事務所に届け出なければならない。

(2) 設置者は、前号の届け出の内容に変更があったときは、又は当該簡易専用水道の使用を廃止したときは、当該施設の所在地を所管する生活衛生監視事務所に届け出なければならない。

(別記様式第2・3号)

(帳簿書類の備付け)

4 設置者は、次に掲げる帳簿書類を当該施設に備えておかなければならない。

- ア 規則第56条に規定する定期検査に関する帳簿書類
- イ 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- ウ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図
- エ 水槽の清掃の記録
- オ その他の管理についての記録

(2) 前号ア、エ及びオの帳簿書類は、3年間保存しなければならない。

(報 告)

5 設置者は、次に該当するときは、その旨を当該施設の所在地を所管する生活衛生監視事務所に報告しなければならない。

ア 規則第55条第3号に規定する水質検査を実施したとき。（別記様式第4号）

イ 規則第55条第4号に規定する給水停止の措置を行ったとき。（別記様式第5号）

ウ 給水の水質に関する事故が発生したとき。（別記様式第6号）

(附 則)

施行期日

1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

経過措置

2 この要綱の施行の際、現に簡易専用水道を給水している設置者は、この要綱の「届出」を準用して当該施設の所在地を所管する生活衛生監視事務所に報告しなければならない。

(附 則)

この要綱の一部改正は、昭和61年11月1日から施行する。

(附 則)

この要綱の一部改正は、平成2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱の一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱の一部改正は、平成20年11月1日から施行する。

(附 則)

この要綱の一部改正は、平成21年12月1日から施行する

施設番号

簡易専用水道使用届

平成 年 月 日

大阪市保健所長

大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱の規定により、簡易専用水道の使用開始について次のとおり届け出ます。

建築物		名称			所在地 ※(公開している又は公開する予定の電話番号) Tel			
届出者 (設置者等)		氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)			住所(法人にあつては、事務所の所在地) 〒一 Tel			
管理責任者		氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)			住所(法人にあつては、事務所の所在地) 〒一 Tel			
建築物の概要	建築物主用途		共同住宅	事務所	店舗	学校	旅館	
			病院	工場	その他()			
	建築構造		鉄筋コンクリート	鉄骨	その他()			
	延床面積等		m ²	・地上	階	・地下	階	
利用者数		人/日	使用水量	m ³ /日	「ビル管理法」による特定建築物に該当		有・無	
給水施設の概要	受水槽	有効容量	m ³	総容量	タテ	ヨコ	タカサ	
		設置基數	基	m ³	槽式()	m×	m×	m)
	高置水槽	材質	・FRP	・鋼板	・コンクリート	・その他()		
		設置場所	・屋内()	階	・屋外			
	高置水槽	設置方法	・床置	・床上	・半床下	・床下		
		有効容量	m ³	総容量	タテ	ヨコ	タカサ	
	高置水槽	設置基數	基	m ³	槽式()	m×	m×	m)
		材質	・FRP	・鋼板	・コンクリート	・その他()		
	給水管の材質	設置場所	・屋内()	階	・屋外			
	主 管	・塩化ビニルライニング鋼管	・亜鉛メッキ鋼管	・塩化ビニル管				保健所受付印
・銅管		・ステンレス管	・その他()					
枝 管	・塩化ビニルライニング鋼管	・亜鉛メッキ鋼管	・塩化ビニル管					
	・銅管	・ステンレス管	・その他()					
塩素剤の使用	有・無	防錆剤の使用	・有 〔ケイ酸系 リン酸系〕	・無				連絡先電話番号
◎届出部数 2部(正・写)								

※ 公開している又は公開する予定の電話番号: インターネット、電話帳、看板等により広く知らせている電話番号

簡易専用水道届出事項変更届

平成 年 月 日

大阪市保健所長

住 所

届出者

氏 名

Tel _____

(法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者名)

大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱の規定により簡易専用水道使用届の変更について次のとおり届け出ます。

簡易専用水道を設置した 建築物の名称				
簡易専用水道を設置した 建築物の所在地		大阪市	区	※ (公開している又は公開する予定の電話番号) Tel _____
施設番号				
変更の内容	• 建築物名称 • 届出者氏名 (法人名称) • 管理責任者氏名 (法人名称)			
	• 建築物所在地 • 代表者氏名 (肩書) • 構造設備			
	• 管理責任者住所 • その他 ()			
変更前				
変更後				
◎届出部数 2部 (正・写)				保健所受付印
				連絡先電話番号

簡易専用水道廃止届

平成 年 月 日

大阪市保健所長

住 所

届出者

氏 名

Tel _____

(法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者名)

大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱の規定により簡易専用水道の廃止について次のとおり届け出ます。

簡易専用水道を設置した 建築物の名称			
簡易専用水道を設置した 建築物の所在地	大阪市	区	
施 設 番 号			
廃止年月日	年	月	日
廃止理由			
◎届出部数 2部 (正・写)	保健所受付印		

簡易専用水道水質検査実施報告書

平成 年 月 日

大阪市保健所長

住 所

届出者

氏 名

Tel _____

(法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者名)

大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱の規定により次のとおり水質検査結果を報告します。

簡易専用水道を設置した 建築物の名称			
簡易専用水道を設置した 建築物の所在地	大阪市	区	
施 設 番 号			
水質検査年月日	年	月	日
水質検査実施理由			
水質検査成績書	別添のとおり		
◎届出部数 1部 (正)	保健所受付印		

簡易専用水道給水停止措置報告書

平成 年 月 日

大阪市保健所長

住 所

届出者

氏 名

Tel _____

(法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者名)

大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱の規定により次のとおり給水停止措置について報告します。

簡易専用水道を設置した 建築物の名称			
簡易専用水道を設置した 建築物の所在地	大阪市	区	
施 設 番 号			
給水停止年月日	年	月	日
給水停止理由			
◎届出部数 1部 (正)			保健所受付印

簡易専用水道事故報告書

平成 年 月 日

大阪市保健所長

住 所

届出者

氏 名

Tel _____

(法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者名)

大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱の規定により次のとおり事故について報告します。

簡易専用水道を設置した 建築物の名称	
簡易専用水道を設置した 建築物の所在地	大阪市 区
施設番号	
事故発生年月日	年 月 日
事故の状況	
応急措置及び対策	

◎届出部数 1部 (正)

保健所受付印